

2026 年 8 月 25 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社
代表取締役 橋本 隆治

吸収分割に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社（以下、「SDMC」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日に SC を吸収分割承継会社、SDMC を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、吸収分割契約を締結いたしました。

なお、本吸収分割は、SC においては会社法第 796 条第 2 項に基づき簡易吸収分割として、SC の完全子会社である SDMC においては会社法第 784 条第 1 項に基づき略式吸収分割として、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間の吸収分割につき、SC は SDMC に対して吸収分割対価の交付は行いません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

SC は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割の効力発生日までに生じる SC 及び SDMC の資産及び債務の額の変動並びに本吸収分割による資産及び債務の承継を考慮しても、本吸収分割後に SC 及び SDMC がそれぞれ負担する債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社（以下「甲」という）およびシャープ株式会社（以下「乙」という）は、第 2 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下の通り吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（本件会社分割をする会社の商号および住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社たる甲および吸収分割承継会社たる乙の商号および住所は、以下の通りである。

（1）吸収分割会社

三重県津市安濃町戸島 2010 番地

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

（2）吸収分割承継会社

大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号

シャープ株式会社

第 2 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 6 条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の白山工場における事業、その他上記に付随する事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 3 条（承継する権利義務）

1. 甲は、2026 年 6 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その内容は、別紙「承継権利義務明細表」に定める）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 債務の承継に関し、会社法第 759 条第 2 項の規定により甲が当該債務の履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第 4 条（分割対価）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第 5 条（乙の資本金、準備金）

本件会社分割により乙の資本金および準備金の額は、増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2026 年 10 月 1 日とする。ただし、本件会社分割は、乙とシャープディスプレイテクノロジー株式会社間で別途締結される吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生を停止条件として、その効力を生ずる。手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約等の承認株主総会等）

甲は会社法第784条第1項に定める略式吸収分割の規定により、乙は会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ることなく本件会社分割を行う。

第8条（関連手続等）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、本件会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（会社財産の管理等）

本契約締結の日から本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第11条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議し合意の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本件会社分割の条件の変更または中止）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、甲または乙の財産状況または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、または本件会社分割を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本件効力発生日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第14条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、原本を乙が保有し写しを甲が保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲：三重県津市安濃町戸島 2010 番地

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

代表取締役 橋本 隆治

乙：大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号

シャープ株式会社

代表取締役 河村 哲治

■別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本件対象事業に主として使用され、又は本件対象事業に専属的に帰属する一切の資産

2. 負債

本件対象事業に主として関連し、又は本件対象事業に専属的に帰属する一切の負債

3. 知的財産権

本件効力発生日において本件対象事業に関連する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権（これらの登録を受ける権利および商標登録出願により生じた権利を含む。）ならびに本件対象事業以外の甲の事業にも関連する知的財産権を除く、その他一切の知的財産権（日本法、外国法または条約において法的に保護されうる知的財産権およびこれらの登録を受ける権利をいい、ノウハウを含む。）

4. 本件対象事業に関連する契約

ただし、以下の契約を除く。

- （１） 本件対象事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約
- （２） その他法令上承継が認められない契約

5. 雇用契約

本件会社分割により、本件対象事業に従事する甲の従業員にかかる雇用契約およびこれに付随する権利義務は、承継されない。

6. 許認可

本件会社分割により乙が甲から承継する許認可は、本件対象事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

第35期 計 算 書 類

2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,156,235	流 動 負 債	8,391,284
現金及び預金	654,179	電子記録債務	98,526
売 掛 金	1,491,051	買 掛 金	1,319,328
原材料	419,713	未 払 金	73,928
仕掛品及び貯蔵品	2,481,172	未 払 費 用	5,660,181
前 払 費 用	1,088	契 約 負 債	119
未 収 入 金	8,086	預 り 金	5,112
シャープ預け金	3,090,000	リ ー ス 債 務	522,886
立 替 金	2,106	賞 与 引 当 金	271,563
仮 払 金	8,835	仮 受 金	18,365
固 定 資 産	2,980,169	未 払 消 費 税	257,183
有形固定資産	2,831,332	未 払 法 人 税 等	30,688
建 物	256,758	事業構造改革引当金	133,400
構 築 物	7,863	固 定 負 債	1,322,446
機 械 及 び 装 置	2,843	退 職 給 付 引 当 金	401,761
工具、器具及び備品	20,744	リ ー ス 債 務	920,685
土 地	1,109,239		
リ ー ス 資 産	1,433,282	負 債 合 計	9,713,731
建設仮勘定	600	純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,623	株 主 資 本	1,422,673
ソフトウェア	2,623	資 本 金	95,000
投資その他の資産	146,213	利 益 剰 余 金	1,327,673
保 険 積 立 金	125,833	利 益 準 備 金	23,750
繰 延 税 金 資 産	20,113	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,303,923
差 入 保 証 金	110	繰越利益剰余金	1,303,923
敷 金	156	純 資 産 合 計	1,422,673
資 産 合 計	11,136,405	負 債 純 資 産 合 計	11,136,405

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

(単位：千円)

売 上 高	20,655,495
売 上 原 価	20,396,920
売 上 総 利 益	258,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	28,140
営 業 利 益	230,434
2025 年 4 月 1 日 か ら	20,369
受 取 利 息	16,537
自 動 販 売 機 取 扱 い 手 数 料	1,205
社 宅 本 人 負 担 分	970
ト レ イ ン ビ ジ ョ ン イ ニ シ ャ ル 費 用	410
団 体 保 険 取 り 纏 め 手 数 料	395
税 金 還 付 加 算 金 (法 人 税 ・ 地 方 法 人 税)	304
保 険 解 約 返 戻 金	198
総 合 振 込 差 額	157
有 価 物 引 き 取 り	79
そ の 他 の 営 業 外 収 益	108
営 業 外 費 用	1,653
支 払 利 息	703
障 碍 者 雇 用 調 整 金	950
経 常 利 益	249,151
特 別 損 失	133,600
事 業 構 造 改 革 費 用	133,400
固 定 資 産 廃 棄 損	200
税 引 前 当 期 純 利 益	115,551
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	97,000
法 人 税 等 調 整 額	△55,703
当 期 純 利 益	74,254

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主 資本 合計	
		利 益 準備金	その他利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
			繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	95,000	22,216	1,343,840	1,366,056	1,461,056	1,461,056
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		1,533	△114,171	△112,637	△112,637	△112,637
当 期 純 利 益			74,254	74,254	74,254	74,254
当 期 変 動 額 合 計	－	1,533	△39,916	△38,383	△38,383	△38,383
当 期 末 残 高	95,000	23,750	1,303,923	1,327,673	1,422,673	1,422,673

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、仕掛品・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給与算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 事業構造改革引当金

当事業年度末において社外転進支援プログラムを活用して再就職支援金、再就職支援サービス費用の支給見込額を計上しております。

再就職活動支援金	再就職支援サービス	一時的発生費用計
123百万円	10百万円	133百万円

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

電子部品・デバイス電子回路製造事業

主に液晶モジュール・パネルの製造を行っております。このような製品の製造については、顧客に製品を引き渡し、検収をもって収益認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) シャープ株式会社はグループ通算制度を適用しており、当社はその通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,900株	—	—	1,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	37,127,900円	19,541円	2026年 3月31日	2026年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり

付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,127,900円	19,541円	2026年 3月31日	2026年 6月24日

第35期 計算書類の附属明細書

2025 年	4 月	1 日	から
2026 年	3 月	31 日	まで

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	2

(注) 当附属明細書は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資 産 の 種 類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建 物	246,201	30,785	—	20,228	256,758	2,896,934
	構 築 物	8,273	—	—	409	7,863	189,876
	機 械 及 び 装 置	5,205	318	—	2,680	2,843	440,130
	車 両 運 搬 具	0	—	—	—	—	230
	工 具、器 具 及 び 備 品	28,660	9,419	—	17,335	20,744	230,594
	土 地	1,109,239	—	—		1,109,239	
	リ ー ス 資 産	1,676,858	1,099,342	—	1,342,918	1,433,282	6,953,794
	建 設 仮 勘 定	5,437	—	4,837	—	600	
	計	3,079,876	1,139,866	4,837	1,383,572	2,831,332	10,711,561
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	4,298	—	—	1,675	2,623	15,012
	計	4,298	—	—	1,675	2,623	15,012

増減の主たる内容

- (1) 建 物 の 増 加 パッケージエアコン/火災報知器更新他の投資 30,785千円であります。
- (2) 機 械 及 び 装 置 の 増 加 気流可視化装置 318千円であります。
- (3) 工 具、器 具 及 び 備 品 の 増 加 モジュール生産治具13.3型他 9,419千円であります。
- (4) リ ー ス 資 産 の 増 加 白山工場のパネル生産設備・治具 1,099,342千円であります。
- (5) 建 設 仮 勘 定 の 減 少 13.3型モジュール生産治具 4,837千円であります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞 与 引 当 金	246,658	350,533	325,627	271,563
退 職 給 付 引 当 金	389,402	20,516	8,157	401,761
事 業 構 造 改 革 引 当 金	0	133,400	0	133,400

(注) 引当金の計上理由及び額の算定の方法は、個別注記表に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
従 業 員 給 与 及 び 手 当	52,031	
法 定 福 利 費	6,934	
福 利 厚 生 費	85	
退 職 給 付 費 用	899	
旅 費 交 通 費	635	
地 代 家 賃	726	
戻 入 費	△33,411	
業 務 委 託 料	240	
計	28,140	

第35期 事業報告

〔 2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで 〕

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

事業報告

(2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経緯及びその成果

当事業年度における日本経済は、米国の関税政策で物価は想定以上に上昇が加速しましたが、個人消費は賃金上昇や雇用拡大により底堅く推移しました。想定以上の物価上昇は価格転嫁の進展によるところが大きく、企業の業績改善が設備投資の拡大につながり、日本経済はデフレを脱却し正常化しつつあります。

ダイナミックな進化を続けるディスプレイ市場には『LCD』、『OLED』、『LED』等のディスプレイ技術を用いて家電・自動車・ヘルスケア・広告などの多様な分野で幅広い製品が展開され、今後も継続的に成長していく市場と予測されてます。(2026年から2034年予測期間中 年平均成長率CAGR 8.70%予測)

このような環境の中で、当社は、シャープディスプレイテクノロジー株式会社(以下、SDTCといいます。)の液晶生産子会社として継続成長していくために、白山工場と三重工場の二つの生産拠点にて事業活動を行っております。

白山工場については、大口顧客向けのアミューズメント用途の新製品の本格量産が開始され、加えて車載向け、VR向けの新製品の量産投入も開始されたことにより当事業年度を通じて工場稼働率は前事業年度を大幅に上回る水準で推移し、その結果、売上高 16,553百万円(前事業年度比161.0%)となりました。一方で、期末には一括コストダウンを行ったことで税込利益は66百万円(前事業年度比 99.7%)と増収減益となりました。

三重工場については、①モジュール生産事業として航空機/I A用途の少量多品種生産の継続とリユース事業の受注拡大、亀山実装車載ライン拡大で挽回を図るも、売上高 1,538百万円(前事業年度比96.5%)と減収となりました。

②ガラス分断事業は、工場稼働の主力事業として電子ペーパー向けバックプレーン分断を継続取り込みましたが生産調整と売価ダウンの影響により売上高 1,119百万円(前事業年度比88.5%)と減収になりました。

③エンジニアリング事業についてはフレキシブル e ポスター等の新規事業のライン展開拡大等により売上高 1,445百万円(前同比140.2%)と増収となりました。

本事業年度に亀山第2工場終息に伴う構造改革費用として特別損失 133百万を計上したことにより、三重工場全体としては、売上高 4,103百万円(前事業年度比105.5%)、税込利益 49百万円(前事業年度比17.6%)と増収減益となりました。

この結果、白山工場、三重工場を合算した本事業年度は売上高 20,656百万円(前事業年度比145.7%)税込利益 116百万円(前事業年度比33.5%)と増収減益となりました。

(2) 当社の対処すべき課題

液晶ディスプレイ市場は、『有機ELディスプレイ』の拡大伸長により液晶ディスプレイからの置き換えが進んでおり、加えて業界各社は大型化・高精細化・低消費電力化などの開発・製造に注力しており、中でも中国企業はここ10年間で急成長を遂げるなど競争環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況下におきまして、『車載用』、『VR用』、『アミューズメント用』等のアプリケーションは今後も拡大基調にあるため、競争優位性を維持しSDTCと連携してビジネス拡大に向けて重点的に取り組みます。

当社としては、最新鋭の『G6 LTPSライン』を保有している白山工場の強みを最大限に生かし、新製品に必要な量産プロセス開発・量産設備の設備投資を進め、上記アプリケーションの液晶ディスプレイに加え『ePoster』等の新規アプリケーションの量産展開を図り、生産ラインの安定的な操業確保に向けて取り組みを進めます。

また白山工場の特徴であるG6基板一貫生産ライン(TFTアレイ、カラーフィルター、スリミング、裏面ITO成膜)を新製品にも展開し、生産能力の拡大を図ることで高付加価値/高効率生産工場運営を目指します。

三重工場については、SDTCとして事業拡大を進めてきた電子ペーパー用途ビジネスの伸長に伴い、バックプレーン分断事業も大きく伸長し、工場稼働を牽引する事業の柱として成長させることができました。

今後も『ePosterビジネス市場への拡販』の方針であり継続して生産能力向上および生産効率改善に取り組みます。

また、『フレキシブル e Poster』事業展開にむけて、『少量生産ライン展開』が完了しましたのでSDTCと連携し新規受注拡大サポートおよび生産効率の改善に向けて取り組みを進めます。

モジュール生産事業については航空機向け/医療用モニター等の高付加価値製品の生産継続に加えて既存の工場のリソースを活用してLCD半成品ユニット組み立て事業等の新規受注に取り組み、事業の多角化に取り組みます。亀山第2工場生産終息に伴い、生産数量減少も見込まれますので生産効率を高めるために工場集約についても検討を進めてまいります。

2026年度については米国政府の追加関税政策及びウクライナ情勢や中東地域の緊張の高まりにより地政学リスクが増大し先行きが不透明な状況が続いておりますが、生産効率向上の徹底とコスト削減にに取り組み、収益を最大化することで、SDTCの生産子会社としての存在価値を高め、経営基盤を強化し安定した事業経営を推進いたします。

2. 業務の適正を確保する為の体制（内部統制システム）等の整備に関する事項

（1）決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、全社に徹底する責任を負う。また、取締役会における、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通じ、取締役の職務の相互に監督するとともに、監査役による監査を受け、助言・勧告があったときは、これを尊重する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規定適正に基づき適正に保管する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」、「組織並びに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「（職務権限規程）業務決裁要綱」により取締役及び従業員の順位ごとの権限及び責任を明確にする。

また、経営基本方針に基づく全社戦略を各部門の目標に展開し、その目標に対する成果を客観的に評価すると共に、財務・顧客・業務プロセス・人材と変革の4つの視点から戦略を立案し、実現することにより企業価値の向上を図る。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づき、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、シャープ株式会社が設置している内部通報制度「クリスタルホットライン」の活用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査による業務適正の確認をする。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合かつ体系的に対応し、緊急事態の発生に際しては、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

また、当社は、「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」に沿ってBCPを策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

⑥ 当社及び親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営については、独立法人として、自助自立経営を行う。親会社から適正な指導・監督を受け、親会社を含むグループ間取引は適切に行う。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、管理部門（関連部門）が監査役の職務を補助するとともに監査役の職務を補助する従業員を置いた場合は人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「重要事項の監査役報告要領」を制定し、取締役会や関係各部門長等は、報告要領に従って当該重要事項とその概要を遅滞なく監査役に報告する。

監査役は取締役会等の重要会議に出席して、重要事項の発生と進行状況を確認するとともに、必要に応じて取締役もしくは関係部門長の説明を求めることができる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

社長その他の経営幹部は、定期的又は監査役の求めに応じて随時に監査役と会合をもち、経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化について意見交換する。

(2) 体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」について社内研修等を通じて徹底を行っている。また、取締役の職務執行状況報告は、取締役会において相互に確認しており、監査役から指導があった場合は、項目別に随時対応を実施している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録及び関連資料等の重要文書について、文書管理規程に基づき、適正な保存管理を実践している。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織並びに業務分掌規程、及び職権限規程等のルール遵守と最適化の確認を実施。
また、経営計画立案の運用、半期ごとにマネジメントシステムにて同等の運用を実施。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社員に研修を通して徹底し、その実践を図っている。コンプライアンスの徹底として、中小受託取引適正化法遵守における自主調査の実施を行う。内部通報制度（クリスタルホットライン、競争法ホットライン、ハラスメント相談窓口）を定期的に通達の発信や掲示板に掲示し、従業員に対して周知している。

また、シャープ㈱と連携して反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施し、内部監査においては、シャープ㈱の監査等委員による子会社の監査状況で確認している。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図るために、ビジネスリスク項目を定期的に確認、評価見直しを実施している。また社内緊急連絡網の更新を実施し、BCPの自己チェック及び手順などの内容を定期的に見直しを行い、緊急機能の維持に努めている。

⑥ 当社、親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の定期監査を実施することにより、親会社から適正な指導・監督を受け、親会社を含むグループ間取引は適切に行っているかを確認している。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するための専属の従業員は置いていないが、監査役からの依頼に基づき経理部が随時、監査役の職務を補助している。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の取締役会への出席により適宜重要事項の報告を実施している。また、経営状態の進捗状況を確認できる体制になっている。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査実施計画に沿って監査役の指示に従い監査計画の事前確認、監査資料の事前提供等監査環境の整備に協力をしている。

また、定期的に開催している取締役会等の重要会議を通じて、監査役と経営幹部との間で、適宜、意見交換や情報共有の機会を確保している。

第35期 事業報告の附属明細書

[2025 年 4 月 1 日 から
2026 年 3 月 31 日 まで]

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

記載すべき事項はありません。

監 査 報 告

2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年5月13日

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社

監査役

